

「マイナンバー制度 A～Z」

—税金 & 社会保障—

税理士法人 F P 総合研究所

代表社員・税理士 山本和義 氏

平成27年7月31日

大阪第一ホテルにて

【要約】

■番号制度の概要

- 今年10月から「通知カード」の送付によって個人番号が通知される。
- 通知カードは住民登録されている住所に簡易書留郵便で送付される。
- その通知カードに同封されている「個人番号カード交付申請書」に本人の写真を添付して返送し、来年1月以降、市町村長の窓口で「個人番号カード」を受け取る。
- 個人番号カードを必要としない方は、交付申請しなくてもいい。
- 個人番号カードの有効期限は20歳以上は10年、20歳未満は5年。
- 個人番号カードは本人写真とともに名前、住所、性別の記載があるので、本人確認書類として今後利用されることになる。
- 法人にも番号が付く。法人番号はネット検索が可能。

■番号法と法定調書

- 税務署に提出しなければならない「給与の源泉徴収票」、「不動産の使用料等の支払調書」などの全ての法定調書には、個人番号と法人番号を記載しなければならない。
- 源泉徴収票等に個人番号を付けて提出しなければならないのは平成 28 年分以降。従って、通常は 29 年 1 月からだが、退職者がいるなどの場合は、それ以前もありえる。

■今後のスケジュール

- 来年 1 月から番号カードの交付が始まり、制度がスタートする。
- 当初は社会保障、税、災害対策の 3 分野に限っての利用となるが、施行後 3 年をめどに戸籍、旅券、預貯金、健康保険などの分野にまで広げる予定。
- 預貯金関係は 27 年度税制改正で、金融機関に番号で預貯金情報の管理義務をすでに課している。

■マイナンバーの取扱い

- マイナンバーの取扱いにあたっては、情報漏えいのないよう社内体制の整備が必要。
- 会社等の事務担当者は、給与の源泉徴収票の作成のため個人番号が必要になるので、従業員等から個人番号の提供を受けることになる。
- 会社等の事務担当者が従業員等から個人番号の提供を受ける時は、その利用目的を明示しなければならない。
- また、会社等の事務担当者が、その本人からマイナンバーを取得する際は、番号確認と身元確認の両方を行う必要がある。
- その本人が個人番号カードを持っていれば、本人写真がカードについているので、本人との面談で確認できる。
- その本人が個人番号カードを持っていなければ、通知カードと印鑑証明書に健康保険証というように、本人確認のための証明書が通知カードのほか 2 つ以上必要になる。
- 従って、個人番号カードを持っていなければ、例えば金融機関で口座開設するときなどは本人確認の手続きが少し面倒になる。

【本文】

1. 番号制度の概要

①「通知カード」と「個人番号カード」

今年の10月から「通知カード」によって個人番号が皆様に通知されます。そして来年1月からは、各自の申請によって「個人番号カード」の交付が始まります。

通知カードは送られてきた現物をご覧くださいればお分かりのように、生年月日、性別、氏名、住所と個人番号が書かれていますが、それが簡易書留で郵送されることになっています。

この通知カードには、氏名、住所、生年月日、性別等が印刷された「交付申請書」が同封されていますので、それにご本人の顔写真を添付して返信した上で、来年1月以降に市区町村の窓口で「個人番号カード」を受け取って下さい。この際、申請用紙以外の用紙での申請では「番号カード」は交付されません。

個人番号カードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別と顔写真が記載され、ICチップが付いています。裏面には個人番号が記載されています。ICチップの中にデータが保管されます。

カードの有効期限は、20歳以上の方は10年間、20歳未満の方は5年間です。パスポートの期間と同じです。

個人番号カードは本人写真が貼ってありますので、本人確認書類としては、現状は運転免許証がよく利用されていますが、今後はこのカードが主に利用されることになろうかと思えます。

通知カードは、住民登録されている住所宛てに通知されます。何らの手続きなしで送られてきますが、個人番号カードは、交付申請しなければ受け取れません。ですから交付申請しなくてもいいのです。つまり個人番号カードの交付を受けなくてもいいのです。

ただ個人番号カードの交付を受けていないと、何らかの場面で本人確認を要する時、運転免許証があればまだいいですが、それもなければ若干手間がかかることになります。

本人確認という意味合いからすれば、この個人番号カードは非常に有効な方法になりますので、ほとんどの方はカードの交付を受けられるのではないのでしょうか。

②法人番号

法人にも番号が付きます。こちらは国税庁長官名でもって税務署から各法人に法人番号が通知されます。

法人番号は、個人番号と違って、官民を問わず様々な用途で利用できるよう利用範囲の制限はなく、法人の基本3情報（商号または名称、本店または主たる事務所の所在地、会社法人等番号）は、検索・閲覧可能なホームページ等で提供されることになっています。

個人番号は厳格な管理を求められますが、法人番号はネットで番号が公表されますから、誰もが簡単に利用することができます。

③情報連携

この番号制度の導入に当たって、情報漏洩などを危惧して、結果、一元管理ではなく分散管理されることになりました。

一元管理すると、どこかの機関でデータが漏れてしまうと、すべての情報が流出することになりかねません。その点、分散管理であれば、どこかの行政機関で情報漏えいがあったとしても、それによってすべての情報が芋づる式に流失してしまうことはありません。コストはかかりますが、情報のセキュリティを上げる意味から分散管理されることになりました。

それぞれの行政機関で保有しているデータは、番号法の規定に基づいてのみ情報連携を行えることになっています。例えば、社会保険関係では所得をベースに給付が行われることがありますので、各人の所得を正確に補足するために年金機構の持っているデータと市町村の持っている税務情報を照合するための情報連携が予定されています。

④番号法と法定調書

番号法では、法定調書には個人番号を記載しなければならないとされています。

法定調書の提出義務者ということ言えば、給与の支払いを行っている会社や個人事業主が、そこで働いている方々の「給与の源泉徴収票」を作成し、税務署に提出しなければなりません。「退職所得の源泉徴収票」も同じです。

また、外交員報酬、税理士報酬、契約金及び賞金の支払をする場合も「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を作成して、税務署に出さなければなりません。

実務でよく出てくるのは「不動産の使用料等の支払調書」です。例えば法人と不動産業者である個人は、不動産等の使用料等が年間15万円を超える支払がある場合は、この支払調書を税務署に提出しなければなりません。

今後、こういった様々な支払調書を提出する時は、個人番号を記載して税務署に提出することになります。

このように個人番号を記載して税務署に提出することになりますので、各種申告書や法定調書の様式もそれに合わせて改正されます。

「給与の源泉徴収票」を見て頂きますと、サイズもA6からA5へと大きくなり、右上に支払を受ける方の「個人番号」欄が追加されます。

真中下のところでは控除対象配偶者及び扶養親族の「個人番号」欄等が追加されます。そして一番下に支払者の「個人番号又は法人番号」欄が追加されます。

源泉徴収票は個人番号を記入して提出するのですが、若干ややこしいのは、税務署に提出する書類には、支払を受ける人、扶養控除の方、給与支払者のすべてに番号を付けなければなりません。これを本人に交付する場合は、支払を受ける人の番号と扶養家族等の番号は付けますが、給与支払者番号は付けなくてもいいとされています。

なお、源泉徴収票に個人番号を付けて提出しなければならないのは平成 28 年分以後となっていますが、通常この源泉徴収票を作成するのは 12 月に年末調整しますので、12 月分の給与か 1 月分の給与のいずれかでしょうから、その時に新様式で源泉徴収票を作成して本人に渡し、さらに 29 年 1 月に税務署に提出することになりますから、約 1 年先の話になります。

ただし、年の途中で退職者があれば「源泉徴収票を下さい」と言われる可能性はありますので、1 年先とは限りません。来年すぐにも、個人番号が必要になってくることもあります。

「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」も、支払を受ける人の番号欄と支払者の番号欄が追加されます。「不動産の使用料等の支払調書」についても、同様に支払いを受ける人の番号欄と支払者の番号欄が追加されますが、斡旋した場合は、斡旋した人の番号も要ります。

例えば、不動産の手数料の支払調書は、第三者から土地等を借りていて、年間 15 万円を超える地代家賃の支払いがあれば、不動産の使用料等の支払調書を提出しなければなりません。その時、大家さんの個人番号を記載しなければならないので、家主さんに「あなたの個人番号を教えてください」とお願いして記載することになり、こういう手続きが余分に必要になってきます。

また誰かに講演をお願いして、その時の報酬料金を支払う場合、その講演をされた方が個人であれば、その方の個人番号が要ります。それが分からないと支払調書の作成ができません。

このようにすべての法定調書には、個人番号が必要になりますので、とにかく制度導入の初年度は、事務手続きが大変です。

所得税法に規定する法定調書、つまり税務署に出す調書は全部で 59 種類あります。さらに平成 28 年から提出が義務付けられる「財産債務調書」にも番号が要ります。また、特定公社債等と上場株式等の損益通算が可能となり、課税が一体化されることに伴う措置として、特定公社債・公募公社債投資信託の利子・分配金や譲渡代金についても新たに支払調書を提出しなければならないとされています。

この他、上場株式の配当金については、発行会社から配当が支払われる場合、支払調書は発行会社が提出することとされています。そのため、証券会社が顧客の個人番号を証券保管振替機構に伝達し、必要に応じて証券保管振替機構が発行会社に個人番号を伝達するとされています。

ですから配当を受ける度にいろいろなところから「あなたの番号を教えてください」ということにはなりません。個人番号は証券保管振替機構に登録されていて、そこから自動的に伝達される仕組みになっています。

しかし、上場会社ではない中小零細の会社が配当金を支払う場合も、当然支払調書を提出しなければなりません。必ずしも役員だけが株主と限りません。役員以外も株主ということがありますので、その方の番号も当然必要になります。ありとあらゆるところで個人番号が必要になってきます。

⑤今後のスケジュール

今後のスケジュールですが、今申し上げたように番号通知がこの 10 月から始まり、来年 1 月から個人番号カードが交付されて、制度がスタートします。

なお、番号法の附則では、施行後3年を目途として、利用の範囲を拡大することが示唆されています。現在、検討されている項目は戸籍事務、旅券事務（パスポートの関係）、預貯金の付番、医療・介護・健康情報の管理・連携等に係る事務、及び自動車の登録等に係る事務についてです。

預貯金に関しては27年度税制改正で、金融機関に番号で預貯金情報を管理する義務を課しています。ただし、金融機関に番号付与の義務は課せられますが、預金者は銀行に報告しなければならない義務はありません。ですから銀行に番号を教えなくてもいいのですが、銀行から「番号管理を義務付けられていますので、教えてもらえないでしょうか」と言われれば皆様方は番号を開示されるのではないのでしょうか。でも頑として「教えない」と言う方もおられるでしょうから、3年を目途に調整するという流れになっています。結局、預金関係も番号による管理が行われるはずで

また特定口座とかNISAも開設時に番号が必要とされます。

なお、個人番号カードにICチップが付いていますので、ここに書き込む形で健康保険証の代わりにさせることになっています。ですから、とにかくこのカードを持っていないと、日常生活に支障が出るような状況に変わっていくと思います。

2. マイナンバーの取扱い

①事前準備

マイナンバー制度の導入とともに、会社や個人事業主はこれからどういう準備をしなければならないのかということです。

会社で、マイナンバーを取り扱うための事前準備は安全管理の検討と実施が中心になります。つまり会社は、マイナンバーや特定個人情報の取扱いに当たって、①マイナンバーを取扱う事務の範囲、②特定個人情報等の範囲、③特定個人情報等の事務取扱担当者の3つを明確に定めることが重要です。

そのためにはまず基本方針の策定が必要になってきます。この策定は義務付けられていませんが、社内の意識統一という意味で策定して頂ければと思います。

基本方針は、会社のホームページに掲載されている既存のプライバシーポリシーに特定個人情報等の取り扱いを加えたものとして、イメージしていただければと思います。

そして次に必要なのが、取扱規定等の策定です。番号取扱いに関して、①取得する段階、②利用を行う段階、③保存する段階、④提供を行う段階、⑤削除・廃棄を行う段階の、そのそれぞれの段階ごとに、特定個人情報等の取扱方法、責任者、事務取扱担当者、任務等を明らかにし、具体的な取扱い規定を明確に定めておくことが重要です。

それを受けて社内体制の整備も必要になってきます。さらに事務取扱担当者の監督と教育、パソコンや書類の管理そして情報漏えいなどを防止するために対応など、やることは一杯あります。

パソコンについて言えば、個人番号をパソコンに入力して保存することになるでしょうから、そのパソコンが社外に持ち出されることのないようにしなければなりませんし、盗難等の防止や、情報漏えいがないよ

うな管理もしなければなりません。

ですから実務的には、外部委託をされる企業も多く出てくるのではないかと思います。

中小企業の多くでは、給与の源泉徴収事務や社会保険に関する事務を税理士や社会保険労務士に委託されているでしょうが、外部委託するとなれば、特定個人情報の安全管理が図られるように、その委託先に対する「必要かつ適切な監督」も行わなければなりません。

そうすると、その委託先との契約内容の見直しも必要になってきます。秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出し禁止、さらには契約内容の遵守状況について報告を求める規定等々も入れて、外部委託をした時に、必要かつ適切は監督を行えるような業務委託契約の内容に変更しておく必要があります。

②マイナンバーを取得するとき～本人確認

会社等の事務担当者が、個人番号関係事務のために従業員等から個人番号を収集することはできますが、そのナンバー提供を受ける際は、本人にその利用目的を明示して、取得することが求められています。

そしてまた会社等の事務担当者が、その本人からマイナンバーを取得する際は、番号確認のほか、その人が本人であることの身元確認が必要になってきます。

ではどのようにして本人確認するかと言えば、交付を受けた個人番号カードには、その人の住所、名前、写真が付いていますので、その番号カードの提示を受ければ、本人との面談によって確認することができます。

またカードの裏面には個人番号が記載されていますので、それによって個人番号の確認もできます。ですからこのカード1枚があれば、本人との面通しで身元確認と番号確認は簡単にできます。

ところが「私は、個人番号カードは要らない」ということで、通知カードしか持っていないければ、通知カードでその人の個人番号は分かりますが、その通知カードを持っている人が、その本人であるかどうかの確認は別途必要になってきます。

そういう場合の身元確認としては写真付の証明書、たとえば運転免許証があれば、そこに記載されている住所、生年月日と通知カードが一致しているかどうかで、本人確認することができます。

しかし「写真付の証明書を持っていません」と言う人もいます。そういう人はどうやって本人の確認をするかというと、印鑑証明書に健康保険証というように本人確認の為の証明書が2つ以上必要とされます。

ですから今後、金融機関で口座開設をするときの本人確認も、個人番号カードを持っていないければ少し面倒になってきます。

③利用目的の通知

個人番号の利用に当っては、その利用目的を相手方に通知しなければなりません。例えば従業員から個人番号を預かるわけですが、その際「個人番号は、こういう目的で使います」と、相手に通知しなければなりません。

研修会等でアンケートを取る場合、アンケート用紙に「このアンケートは、今後このような研修会のご案内をするときに利用します」といった利用目的が記載されていますが、個人番号についても、こういった方法で利用目的を通知しなくてはならないのです。

なお、個人番号の目的外利用はできませんので、目的外利用をする場合は、改めて通知しなおさなければなりません。ですから番号を取得する場合は、できるだけ幅広く利用目的を記載しておいた方が良いでしょう。

3. 内閣府マイナンバーFAQ

内閣府が出しているマイナンバーFAQに、よくある質問に対する回答が紹介されていますので、その中から大事なポイントをいくつか取り上げてご紹介します。

Q1-4 マイナンバー（個人番号）は、誰がどのような場面で使うのですか？

A1-4 国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の3分野で番号利用がスタートすることになっています。

Q1-5 マイナンバーは様々な場面で利用することになりますが、マイナンバーは誰にでも提供してもいいのですか？

A1-5 マイナンバーは3分野の手続きのためにだけ利用しますので、むやみに他人に提供してはいけません。

Q3-2 個人番号カードは何に使えるのですか？通知カードとどこが違うのですか？

A3-2 個人番号カードは、住民基本台帳カードと同様、ICチップの付いたカードを予定しており、表面に氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）と顔写真、裏面にマイナンバーを記載する予定です。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、図書館カードや印鑑登録証など自治体等が条例で定めるサービスに利用でき、またe-Tax等の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されます。

一方、通知カードは、紙製のカードを予定しており、券面に氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）とマイナンバーは記載されますが、顔写真の記載がありません。

従って、通知カード単体では本人確認はできませんので、併せて、それぞれの省庁で定める書類の提示が必要となります。通知カードだけでは、身分証明書としては使えません。

Q3-3 行政手続きではなく、レンタル店やスポーツクラブに入会する場合などにも個人番号カードを身分証明書として使ってもいいのですか？

A3-3 個人番号カードには顔写真のほか、氏名、住所、生年月日、性別が書いてありますので、身分証明書として使えますが、裏面の個人番号を提供したり、コピーしたりすることは禁止されています。

Q3-9 個人番号カードの交付を受ける際の本人確認はどのように行うのですか？

A3-9 個人番号カードの交付を受ける際は、原則として、本人が市区町村の窓口に出向いて本人確認を行う必要があります。ただし、病気や障害等によりご本人が出向くことが難しい場合は、本人が指定する方が代わりに交付を受けることができます。

1億2千万人の日本人全員が、このカードの交付を受けるとは限りませんが、窓口での交付にはかなりの時間を要しますから、一通り普及するには1年くらいかかるのではないのでしょうか。急いでカードの交付を受ける必要はありませんので、受付窓口が空いてきてから行かれてはどうでしょう。

Q3-10 通知カードや個人番号カードの記載内容に変更があったときはどうすればよいのですか？

A3-10 引越などで市町村に転入届を出すときは、通知カードや個人番号カードを同時に提出し、カードの記載内容を変更してもらう必要があります。

それ以外の場合でも、通知カードまたは個人番号カードの記載内容に変更があったときは、14日以内に市町村に届け出て、カードの記載内容を変更してもらわなければなりません。

結婚して苗字が変わったとか、養子縁組をして苗字が変わったということが想定されます。その都度変更届出を出さないとはいけません。

Q4-2-1 従業員等のマイナンバーはいつまでに取得する必要がありますか？

A4-2-1 平成28年1月からマイナンバーを利用するわけですから、それまでに取得してください。

Q4-2-2 従業員や金融機関の顧客からマイナンバーを取得する際は、どのような手続きが必要ですか？

A4-2-2 マイナンバーを取得する際は、本人に利用目的を明示するとともに、他人へのなりすましを防止するために厳格な本人確認を行なってください。

Q4-2-5 税や社会保障の関係書類へのマイナンバーの記載にあたり、事業者は従業員からマイナンバーを取得する必要がありますが、その際、従業員等がマイナンバーの提供を拒否したら、どうすればよいのですか？

A4-2-5 社会保障や税の決められた書類にマイナンバーを記載することは、法令で定められていますので、番号の提供を求めてください。それでも、提供を受けられないときは、書類の提出先の機関の指示に従ってください。

Q4-3-1 従業員等のマイナンバーを取得するときは、どのように本人確認を行えばよいのでしょうか。また対面以外の方法でマイナンバーを取得する場合にはどのように本人確認を行えばよいのでしょうか。

A4-3-1 一番簡単な方法は面談して確認することです。その際、表面と裏面のコピーをとって事業者が保管することは認められています。ただし保管は厳格にしてください。漏洩しますと罰則もあります。

対面以外の方法については、国税庁が作成した「国税分野における番号法に基づく本人確認」方法に従ってください。

例えば、対面で個人番号の提供を受けるのだけでも、本人確認で通知カードしか持っていない場合は、通知カードと写真付の証明書、例えば運転免許証で本人確認をしてください。

運転免許証を持っていない場合、つまり写真付の証明書がない場合は、基本、印鑑証明書と健康保険証の2つの書類で身元確認することになります。

では面談できない場合はどうするか。例えば、家賃を払っていて、大家さんに番号を教えてくださいという時などです。

すなわち、事業者が継続して取引を行っている顧客から個人番号の提供を受ける場合はどうするかですが、この場合は顧客に対して個人番号の提供を依頼する書面を送付し、顧客がその書面に、番号確認書類（通知カード等）の写しを貼付し、返送する方法で行ってください。

これについては、国税分野のFAQのQ4-1を参考にしてください。ここには「あらかじめ氏名や住所等を印字した上で交付した書類による身元確認も可能ですか？」という問いがあって、その答えとして、今申し上げたような書類を送付、返送を受けることによって身元確認を行ってくださいとしています。

ここでのポイントは、必ず住所と氏名の記載がある書面に、個人番号カード（両面）のコピーを貼り付けて返送してもらうことです。これで身元確認を行います。

すなわち、住所と氏名が印字された依頼書に、個人番号カードの写しが貼り付けてあって、そこに記載されている住所、氏名がこの依頼書に記載されている住所、氏名と一致しているかどうかで、本人確認を行います。

しかしながら、郵便物の届く住所と住民登録の住所が違う方もいらっしゃいますので、面倒な場合もあります。この時、別の用紙に番号カードの写しを貼り付けて返送された場合は、本人確認にはなりません。気を付けてください。

ではメールによる個人番号の提供を受ける場合の本人確認はどうか。

例えば、事業者が講演会の講師に対して謝礼を支払い、法定調書の提出が必要となる場合、講師が画像データ化した本人確認書類をメールにより送信することで、事業者が個人番号の提供を受ける方法はOKとしています。

Q4-3-6 従業員の扶養家族のマイナンバーを取得する時は、扶養家族の本人確認も行わなければならないのでしょうか？

A4-3-6 扶養家族の本人確認は、各制度の中で扶養家族のマイナンバーの提供が誰に義務付けられているのかによって異なります。例えば、税の年末調整では、従業員が、事業者に対してその扶養家族のマイナンバーの提供を行うこととされているため、従業員は個人番号関係事務実施者として、その扶養家族の本人確認を行なう必要があります。この場合、事業主が扶養家族の本人確認を行なう必要はありません。

しかし、国民年金の第3号被保険者の届出は、従業員の配偶者本人が事業主に対して手続きを行う必要がありますので、事業主が当該配偶者の本人確認を行う必要があります。

この場合、通常は、従業員が配偶者に代わって事業主に届出をすることが想定されますが、従業員が配偶者の代理人としてマイナンバーを提供することになりますので、事業主は代理人からマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認をおこなう必要があります。

その際、配偶者からマイナンバーの提供を受けて本人確認を行なう事務を、事業者が従業員に委託する方法も考えられます。

ということで、代理人が本人に代わって番号の通知をする場合は、まず委任状が要ります。そしてその代理人の資格を確認しなければならない。ということで必要書類が増えるのですが、実務としてはそうせざるを得ないかと思えます。

Q8-3 法人番号はどのような団体に指定されるのですか？

A8-3 法人番号は、①国の機関、②地方公共団体、③設立登記法人、④①～③以外の法人等であって、国税に関する法律に規定する届出書を提出することとされている者に対して指定されます。

また、法人番号を指定されない法人等であっても、個別法令で設立された国内に本店を有する法人や、国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書・届出書等の書類を提出する者など一定の要件に当てはまれば、国税庁長官に届け出ることによって法人番号の指定を受けることができます。

ですから設立登記法人すべてに番号が付されることとなります。

4. 国税分野におけるFAQ

Q2-1 社会保障・税番号制度の導入により、税務手続はどう変わりますか。

(答) 様式が改正されて、税務署等に提出される申告書、法定調書等の税務関係書類に個人番号、法人番号を記載することが義務づけられます。

Q2-4 個人番号、法人番号はいつから申告書、法定調書等の税務関係書類に記載する必要があるのですか。

(答) 所得税や贈与税については、平成28年分の申告書からです。通常は29年1月以降に提出する分からになります。

しかし、28年4月に亡くなられた方がいれば、4か月以内に準確定申告をしなければなりません。相続人が、亡くなった方の1月から4月までの所得を申告しますが、その時に個人番号は要ります。

法人税については、28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から必要になります。12月末決算であれば、翌29年2月末になります。

ところが中間申告するのであれば、28年1月から6月末までの分は、28年8月末が申告期限になります。消費税については、平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告ということになります。消費税

は原則1年計算ですが、1か月毎あるいは3か月毎で計算する課税期間を短縮する選択も可能です。そうすると28年1月1日以降開始課税期間で1か月選択をしている場合は、28年1月1日から1月31日までの1か月分を2か月後に申告しますから、3月末の申告時には番号が要ります。ですからまるまる1年先ではありません。

法定調書については、平成28年1月以降の金銭等の支払等に係るものからですので、翌年1月の提出とは限りません。その年中に退職者がいる場合「源泉徴収票を下さい」と言う場合も出てきます。

申請・届出書等は、平成28年1月以降に提出するものから番号が要ります。所得税の確定申告書に個人番号を付けますが、不動産所得・事業所得・山林取得がある方は青色申告を選択することもできます。この申請書は28年1月1日以後に提出するものからですから、28年分から青色申告を選択したい方は28年3月15日までにこの青色申告承認申請書を提出しなければなりません。ここにも個人番号は入ります。

このほか、青色事業専従給与に関する届出書もあります。専従者給与の金額変更する場合、届出書も28年1月1日以後に提出するものからですから、早ければ28年1月に出す場合も出てくると思います。

消費税にも各種届出書がありますので、その届出書に番号が付きます。28年1月1日以後に提出するものから番号が付きますので、これも1年先ではありません。

相続税の申告書には相続人の番号だけではなく、亡くなられた方の個人番号も要ります。被相続人の個人番号は、死亡届を出すときに一緒に番号カードは返納してしまいますので、亡くなられたらコピーを取っておいてください。本人の個人番号を確認することができなくなってしまいます。

給与所得者の扶養控除等の申告書は、通常は年末調整の関係で12月になれば給与支払者から渡されます。この申告書の提出は28年の最初に給与を貰う日の前日までです。お勤めの方であれば、28年1月分の給与が1月25日に支給されるとすると、その前日の24日までに出しなさいということです。

そうしますと27年12月31日までに給与支払者に提出する時は、給与支払者に番号を付けなくてもいいのですが、28年1月1日以後に提出する場合は番号が要ります。

会社からしてみれば、27年の年末までに提出された分には番号は必要ありませんが、1月以降のものについては番号がついていないといけません。ということは、これを元に28年度の年末調整をしようとしたとき、早く提出した人は番号は書かれていませんので、ここでまた番号を確認しなくていけない。これに関して、27年中に提出する場合も「番号を書いて出してください」と要請しても構わないことになっています。

・ Q2-8 本人へ交付する源泉徴収票や支払調書へ番号を記載していいのですか。

(答) 税法上、本人に交付義務のある源泉徴収票については、本人及び扶養親族等の個人番号を記載して本人に交付しなければなりません。ただし、本人に交付する給与所得及び退職所得の源泉徴収票については、支払をする者の個人番号又は法人番号の記載は不要です。

つまり税務署に出す分については支払者の番号は記載するけれども、本人に交付する場合は、支払者の番号は不要ということです。

本人に交付された源泉徴収票を使用する場面としては、所得税の確定申告書に添付して税務署に提出する場合や、住宅ローン等で金融機関に提出する場面などが想定されますが、確定申告書の提出など番号法で認められている場合を除き、個人番号の提供を行うことはできません。

住宅ローンの申し込みをする時に源泉徴収票を金融機関に提出しますが、個人番号が記載されていれば、マスキング等をして分からないようにして提出しなければなりません。

また税法上、本人に対して交付義務のない法定調書について、支払内容の確認などのために本人にその写しを交付する行為は、個人番号関係事務に該当しないことから、法の特定個人情報の提供の制限を受けることとなるため、本人及び支払者等の個人番号を記載することはできません。

これはどういうことか、少し解説します。

生命保険金が満期になり生命保険金を受け取ると、保険会社から保険料の支払調書が送られてきます。例えば500万円の保険金を受け取ったが、支払った保険料が450万円であれば、差額の50万円は所得ですから申告が必要です。保険会社は“申告の際に必要でしょう”ということで送ってきますが、これは必ず送らなければならない規定にはなっていません。

支払調書は税務署に提出しなければならないが、本人に交付しなければならない規定にはなっていません。そういうものには個人番号を書いてはいけません。税務署に出す場合は番号を書かなければいけないが、サービスで顧客に渡す場合は、番号を書いてはいけないのです。

*平成27年10月2日に改正が行われ、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました。(Q5-2、Q5-3も同様です)。

Q2-11 平成28年分の扶養控除等申告書に個人番号を記載できるのはいつからですか。

(答) 給与所得者が、平成28年分の扶養控除等申告書を平成27年中に源泉徴収義務者に提出する場合、その申告書に番号を記載する必要はありません。

ただし、いずれ番号は要りますので、平成28年1月より前であっても、平成28年分の給与所得源泉徴収票に給与所得者本人等の個人番号を記載するために、その申告書に給与所得者本人等の個人番号を記載するように求めても差し支えありません。

5. その他～社会保障分野

社会保障分野の窓口としては、市町村、ハローワーク、労働基準監督署、日本年金機構、全国健康保険協会、健康保険組合といろいろありますが、それぞれで28年1月から個人番号を利用していくことになります。

さっそく適用が開始されるものとして、雇用保険関係では雇用保険被保険者資格取得届、雇用保険被保険者資格喪失届などは28年1月1日以後の提出分から個人番号が必要になります。

健康保険、厚生年金関係では、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届・喪失届、健康保険被扶養者(変更)届等は平成29年1月1日提出分から、新規適用届は平成28年1月1日から必要です。新規採用すれば、

雇用保険の被保険者の資格届出書が必要になります。その場合は必ず個人番号の提示を受けてください。

証券関係でも全てに番号が付きますし、預貯金については金融機関に30年を目途に番号で預金の情報管理ができるような義務を課しています。もう少し先になれば、登記されている不動産にも番号が付けられるでしょう。これで所得のみならず資産の補足も個人番号で簡単に管理できるようになります。

そうなりますと、例えば生活保護を受ける場合にも、所得もさることながら資産があるのか、預金がいくらあるのかといったことまですべて分かりますので、不正受給防止に使えるようになります。最終的には戸籍にも番号を付けられるでしょう。

これから先、このように情報が一元的されますので、分散管理というものの、情報マッチングでもって課税庁等はその情報をすぐに集めることができるような時代になります。

6. 特定個人情報保護委員会、事業者編ガイドラインQ&A

Q4-2 不動産の使用料等の支払調書の提出範囲は、同一人に対するその年中の支払金額の合計が所得税法の定める一定の金額を超えるものとなっていますが、その一定の金額を超えない場合は個人番号の提供を求めることはできませんか。

A4-2 不動産の賃貸借契約については、通常、契約内容で1か月当たりの賃料が定められるなど、契約を締結する時点において、既にその年中に支払う額が明確になっているかと思われます。したがって、契約を締結する時点で、契約内容によってその年中の賃料の合計が所得税法の定める一定の金額を超えないことが明らかな場合には、支払調書の提出は不要と考えられますので、契約時点で個人番号の提供を求めることはできません。

一方、年の途中で契約を締結したことから、その年は支払調書の提出が不要であっても、翌年は支払調書の提出が必要とされる場合には、翌年の支払調書作成・提出事務のために当該個人番号の提出を求めることができると解されます。

例えば10月にマンションを社宅として会社が借りました。1か月4.5万円として3か月合計は13.5万円、年15万円にはなりません。こういう場合、今年は支払調書は出さなくてもいいのですが、翌29年からは15万円を超えることが確実ですから、契約時点で個人番号を求めてもかまいません。

Q5-3 住宅の取得に関する借入（住宅ローン）等で個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を使用することはできますか。

A5-3 給与所得の源泉徴収票は、住宅の取得に関する借入（住宅ローン）等で使用することが想定されますが、そのような場合は、法で認められている特定個人情報の提供に該当しませんから、個人番号部分を復元できない程度にマスキング等の工夫が必要となります。

給与所得の源泉徴収票には番号が記載されていますが、それをそのまま銀行に提出してはだめだということです。

Q5-2 従業員等本人に給与所得の源泉徴収票を交付する場合において、その従業員等本人や扶養親族の個人番号を表示した状態で交付していいですか。また、従業員等本人は、個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を使用する場面はありますか。

A5-2 本人交付用の給与所得の源泉徴収票については、所得税法に基づいて、その本人及び扶養親族の個人番号を記載することになります。したがって、その本人及び扶養親族の個人番号を表示した状態で本人に交付することになります。

個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を使用する場面としては、所得税の確定申告で使用することが考えられます。また、その際の本人確認に関する資料として、その源泉徴収票が利用される予定です。

Q5-8 支払調書等の写しを本人に送付することはできますか。

A5-8 個人情報保護法に基づいて、開示の求めを行った本人に開示を行う場合は、支払調書等の写しを本人に送付することができます。その際の開示の求めを受け付ける方法として、書面による方法のほか、口頭による方法等を定めることも考えられます。

なお、当該支払調書等の写しに本人以外の個人番号が含まれている場合には、本人以外の個人番号を記載しない措置や復元できない程度にマスキング等の工夫が必要となります。

Q5-8-2 個人番号を記載しなければ、支払調書等の写しを本人に送付することはできますか。

A5-8-2 本人の個人番号を含めてすべての個人番号を記載しない措置や復元できない程度にマスキングすれば、番号法上の提供制限の適用を受けないことから、個人情報保護法に基づく開示の求めによらず、支払調書の写しを本人に送付することが可能です。

報酬料金の支払調書などは相手方が欲しいと言わなくてもサービスで送ってきます。不動産の使用による支払調書も家主が頂戴と言わなくても、サービスで送ります。こういう内容で税務署に出しましたと本人に通知します。生命保険金の支払いがあれば、本人が欲しいと言わなくても保険会社から通知が送られてきます。所得税の確定申告時の添付書類として重要なものですからサービスで送ってきます。しかし、そこには番号を付けないで送ることになっています。

7. 終わりに

今日は多くのことをご説明しましたが、10月以降皆さんのお手元に「通知カード」で個人番号が送られてきます。そして年が明けると「個人番号カード」の交付を受けることになります。

今後はあらゆる場面で、この個人番号カードが本人確認書類として求められるようになります。このカード1枚あれば番号確認と身元確認の2つを同時に行えますが、このカードがなければいろいろな確認書類を提示しなければならないということで、煩瑣な手続きになります。

会社の従業員であれば1年目に一度だけ番号確認をすれば、2年目以降はそれほどの負担はないかと思えます。1年目は大変な作業がまっているかと思えます。

弊社は、お客様の確定申告、年末調整等々いろいろな仕事の委託を受けています。そうしますと従業員番号だけではなく、お客様の番号、お客様の従業員の方の番号もお預かりすることになりますので、お客様が私どもの番号管理の体制について監督することができるような契約内容に見直さなければならないと考えています。それこそ何千人の方の番号を預かることになりますので、内部できちんと管理しなければならないのですが、とても事務所内で管理できるとは思えませんので、お預かりした番号は全て外部で管理・保管してもらうシステムを今考えています。

事務所内には基本的には番号は置かない。置いてあるのは弊社の従業員番号だけ。外部のものは一切合財確認書類も含めて全て外部で保管してもらう体制を考えています。

皆様方の会社でも、特に従業員が多いところでは管理が大変と思いますが、番号法の罰則は非常に厳しいものがありますから、規模の大小にかかわらず早めの対応が必要かと思えます。

(終わり)